

求人者・求職者の皆様へ

株式会社ウラノス 許可番号 (27-ユ-303009)

●取扱職種の範囲等

・職種は全職種、国内、ミャンマー

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（上限） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（上限） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。

・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先： 職業紹介責任者 佐野 美穂 連絡先 06-6147-2073

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

・当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 佐野 美穂 とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 佐野 美穂 とする。

●返戻金制度に関する事項

・当社は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部を又は一部を返戻する制度）を設けています。

（基本：就業開始日から30日以内 100%、90日以内 60% 180日以内 30%）

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付	1 件につき	0	円	(消費税相当分を含む。)	を求人者から
求職の受付	1 件につき	0	円	(消費税相当分を含む。)	を求職者から
(求職の場合は、職種が、芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限る。)					

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 上限 50 % (消費税相当分を含む。) に相当する額
(2 に該当す

る場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 上限 50 % (消費税相当分を含む。) に相当する額

② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 0 % (消費税相当分を含む。) に相当する額

(注) 「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

許可番号 27-ユ-303009

所 在 地 大阪市福島区吉野 2-14-14

プレミアムコート野田阪神 1 号室

事業所名 株式会社ウラノス